

三番瀬再生会議への報告書

テーマ名：ラムサール条約への登録

WG 代表者名：吉田委員

1 事業計画・実施計画の進捗状況はどうか

(1) 円卓会議・再生会議における検討

三番再生計画案（円卓会議 2004）、三番瀬再生計画（千葉県 2006）には、ラムサール条約登録推進を明記。これに対して、漁業関係委員は「最初から反対ではないが漁業活動への影響を懸念」している。

(2) 県議会三番瀬問題特別委員会

第 7 回委員会（2006 年 6 月）でラムサール条約登録について検討。

基本計画案に対して、「地元市をはじめとする関係者と十分協議すべき」という意見がついた。

なお、委員会の決定ではないが、自民党県議会議員から「三番瀬問題解決の着手順序」について意見が出され、ラムサール登録は、6 つの課題のうち 5 番目とされた。

(3) 県と漁協との勉強会・意見交換会等

2006 年度 4 回

2007 年度 5 回

2008 年 3 月 船橋市漁協 ラムサール条約登録を促進決議（64 対 32）

* 船橋市漁協は、漁業への影響の懸念が無くなったわけではないが、再び埋立てが推進された場合には、漁場が埋め立てられてしまうことを重視し、ラムサール条約登録促進を決議した。

* 他の 2 漁協は、水鳥の影響の懸念、埋立てにより環境の悪化した漁場の再生、漁港整備のほかに、未解決の漁業補償問題も優先すべきとしている。

(4) 知事のイニシアティブ

2008 年 3 月 県議会で「時期尚早（全員の賛成が必要だが、賛成と反対があるので）」と答弁している

(5) 関係市の動向

2002 年に関係 3 市がラムサール条約登録推進決議を行っており、その後、3 市長とも変わっておらず、登録そのものには反対ではないはず。

2 進捗に当たっての課題や問題点は何か

(1) 漁業者の懸念

水鳥と漁業とのあつれき

- ・ノリ養殖と水鳥の羽毛（ノリ養殖技術が変更により増大）水鳥による食害

- ・水鳥が混獲されることの問題（現在も水鳥の混獲を回避）

漁港の整備への支障

整備位置が良いかの議論もあったが、漁港管理者である市川市は現在の漁港位置での整備を決定しており、今後、県・国と協議し、国、県の補助金、漁協の漁港負担金をもらい建設することとなる。

転業準備資金問題の解決

裁判所による民事調停の状況は不明だが、企業庁の設置期限もあるので早期解決が望まれる

漁場再生が進まなくなるという懸念

漁場再生委員会において一定の進展はあるが、目に見えた形にならないと、進展したと認識されていない。

(2) 登録の範囲未定

- * 登録範囲が決まっておらず、利害関係者が明確となっていないことが、具体的な交渉に入れない一つの原因となっている。
- * 船橋市漁協は登録推進を決議しているので、船橋側だけ登録したいという意見もあった。
- * 谷津干潟・行徳湿地との連携が必要。
- * 行徳湿地を入れるとすれば、三番瀬関係者以外にも、土地所有者の同意が必要となる。

(3) 県議会特別委員会における問題解決の優先順位

- * 転業準備資金問題、漁場再生問題については、それぞれの場で一定の進展をみせているが、明確な問題解決にいたっているとは認識されていない、また埋立推進を望む県議会議員もいる。
- * しかし転業準備資金問題、漁場再生問題、第二湾岸問題などすべてが解決しない限り、ラムサール条約登録が実現しないということでは、とんでもなく後になってしまい、同時並行の議論が必要。

(4) 知事のイニシアティブ

- * 知事のイニシアティブ、県の予算と取り組み体制が必要。

(5) 関係市の意向

- * まちづくりとしても三番瀬ラムサール登録は重要である。
- * 街を発展させるためにもラムサール登録は役立つ。

(6) 国指定鳥獣保護区特別保護地域

- * 国と県との調整作業

2006年には国も漁協に説明しており、利害関係人との調整段階にあるといえる。

3 再生会議でどのようなことを議論すべきと考えられるか

(1) 登録範囲の検討

(ア) 最初から三番瀬全体の登録をめざすか、それとも段階的に登録をめざすか。(第1段階として船橋・市川航路の間→第2段階として三番瀬全体→第3段階として行徳湿地や谷津干潟とつなげる)。

(イ) 上記の方法とラムサール登録基準(クライテリア)との整合性。

(2) 三番瀬再生・漁場再生とラムサール条約登録

(ア) ラムサール条約登録は、水鳥保護優先と誤解されるが、自然再生・漁場再生のためにも重要であることを確認(登録による懸念を払拭する)し、それを踏まえたラムサール条約の登録方法を検討する。

(3) ラムサール条約登録のメリットについて

(ア) 漁業とラムサール登録 ラムサール条約登録が、漁業者にどれだけメリットがあるか(三番瀬のブランド化、食料自給率の向上、フードマイレージ減少による地球温暖化防止への貢献、海の環境教育など)

(イ) まちづくりとラムサール登録 ラムサール条約登録が、周辺のまちづくりにどれだけメリットがあるか(海を生かしたまちづくり、環境学習施設の整備など)

(注意事項)

ラムサール条約の登録が進まないことの原因を追及するのではなく、登録促進のためには何をすべきかの建設的な議論をするものとする。

また、議論に当たっては、ラムサール条約登録の前提条件となる国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定を担当する環境省の考え方も聞きながら進めるものとする。

三番瀬再生会議への報告書

テーマ名： 生物多様性回復のための目標生物調査

WG代表者名： 後藤委員

1 事業計画・実施計画の進捗状況はどうか
平成19年度実施計画では、「三番瀬にかつて生息していた生物及び現在生息している生物について、既存資料や博物館等の資料により、生息空間ごとに生活史や生息環境条件等を整理する」こととされている。 19年度の事業進捗状況は以下のとおりである。 ・再生会議委員有志や三番瀬市民会議メンバー等からなる「目標生物選定に係る勉強会」で、円卓会議時に作成された資料をもとに候補生物の考え方を検討した。 ・県（自然保護課）では、勉強会の意見を踏まえ、69種を候補生物としてリストアップした。また、69種の候補生物について、昭和50年度以降の既存資料や市川市自然博物館、浦安市郷土博物館への聞き取り調査等により、その生息空間ごとに生活史や生息環境条件等の整理が行われた。
2 進捗に当たっての課題や問題点は何か
平成20年度は新規に予算も確保され、事業の進捗に向けた体制が整ってきた。 クリアすべき外部的な課題は特にないが、事業進捗に当たっては、別紙（調査の考え方（案））にしたがって事業を進めることを提案したい。 本事業は、三番瀬再生の方向性を左右する事業であり、他の再生事業にも影響を及ぼすものである。このため、三番瀬再生自体の目標となる生物を共通認識とし、再生を県民運動にするため、再生会議及び評価委員会の有志委員、環境NPO、一般県民等が検討に参加し、県とのパートナーシップのもとに事業を進めることが重要であるとする。
3 再生会議でどのようなことを議論すべきと考えられるか
今後、目標生物種の候補についての報告を受けて、その案が目標として妥当かどうかを検討すべきと考える。なお、検討の進め方（案）は、別紙のとおり。

生物多様性の回復のための目標生物調査の考え方(案)

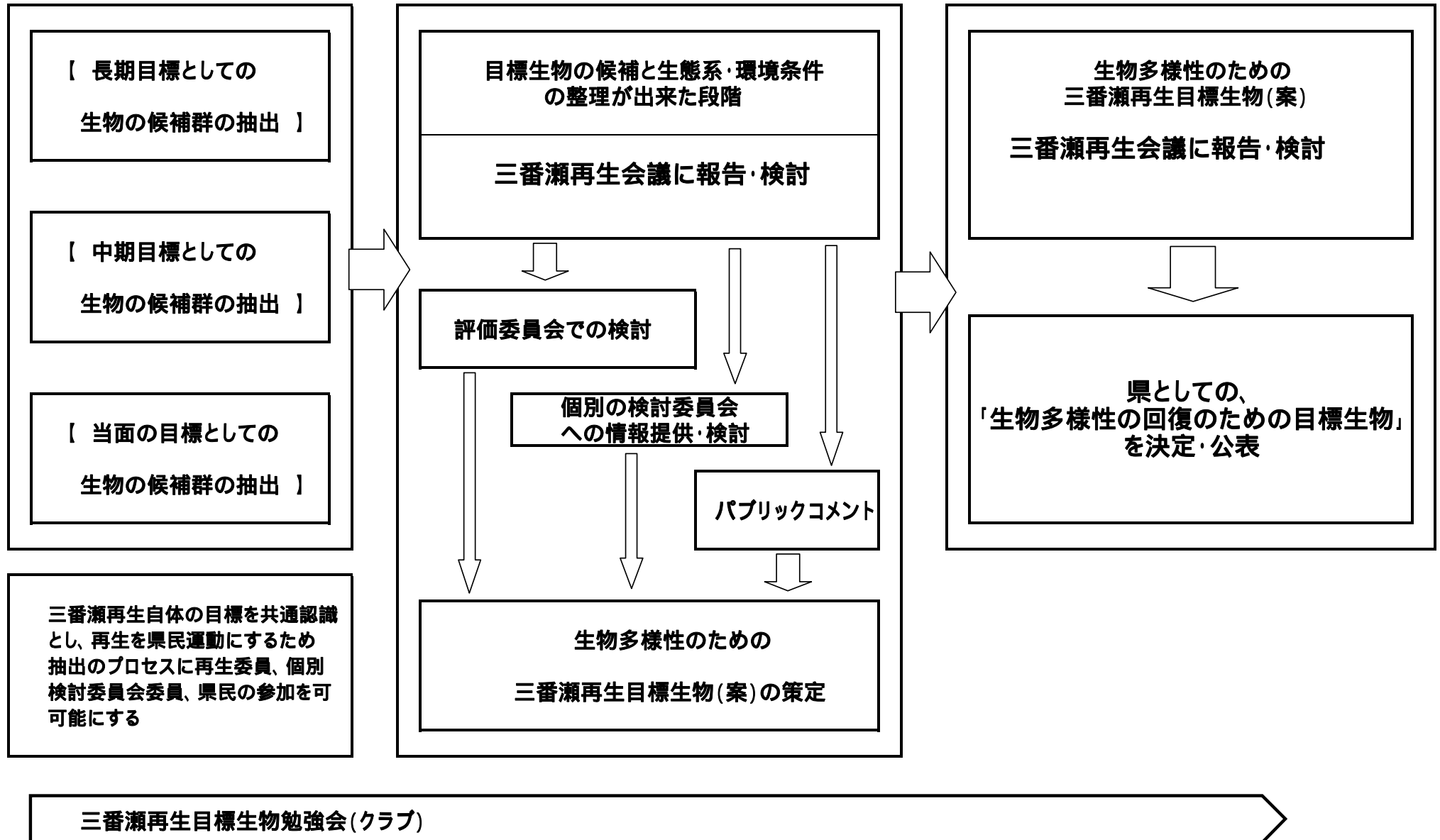
別紙 1

目標生物の抽出と生態系、環境条件の整理		文献・ヒアリングの総合的な整理
かつての豊かであった三番瀬に生息していた生物相とそれを支えていた生態系、環境条件	【 長期目標としての生物の候補群の抽出 】 生物の生息環境の整理 ・生息周辺の様子、環境 生物の生活史の整理 ・どのような場をどのような時期に どのようなスケールで使っていたか 生物と人との関係、文化 ・漁業、つり、遊び等の情報	再生イメージワーキング: 円卓会議 「三番瀬の変遷」: 円卓会議 三番瀬の漁場再生の目標: 三番瀬漁場再生検討委員会 (長期目標として昭和35年頃) 三番瀬漁場特性マップ: 三番瀬漁場再生検討委員会 必要に応じて ・文献、ヒアリング、アンケートによる確認
		
環境変化のプロセスと生物相と生態系・環境条件の変化	【 中期目標としての生物の候補群の抽出 】 生息生物の変化の整理 ・絶滅、希少、減少と時期 生息環境の変化の整理 ・どのような環境変化が影響したか 生活史の中での変化の整理 ・生活史でどのような場が失われたのか 生物と人との関係、文化の変化の整理	再生イメージワーキング: 円卓会議 「三番瀬の変遷」: 円卓会議 三番瀬漁場特性マップ: 三番瀬漁場再生検討委員会 三番瀬補足調査、自然環境調査等 目標生物種候補選定に向けた三番瀬既存文献調査: 千葉県 必要に応じて ・文献、ヒアリング、アンケートによる確認
		
現在の三番瀬とその周辺の生物相と生態系・環境条件	【 当面の目標としての生物群の抽出 】 現在の三番瀬の生物と生態系、環境条件 ・ゾーン別の生物相と生態系・環境条件 三番瀬周辺の生物相と生息環境の整理 ・江戸川放水路、行徳内陸性湿地、谷津干潟、三枚洲、河川等の周辺の生息状況と環境条件	三番瀬漁場特性マップ: 三番瀬漁場再生検討委員会 三番瀬補足調査、自然環境調査等 目標生物種候補選定に向けた三番瀬既存文献調査: 千葉県 三番瀬再生実現化検討調査 行徳湿地連携検討調査(生物生息調査) 必要に応じて ・文献、ヒアリングによる確認

生物多様性の回復のための目標生物調査の進め方(案)

別紙 2

再生目標生物候補の抽出



三番瀬再生会議への報告書

テーマ名：広報関連

WG代表者名：倉阪委員

1 事業計画・実施計画の進捗状況はどうか
平成20年度三番瀬広報関連（ソフト）事業の予定（裏面）のとおり。
2 進捗に当たっての課題や問題点は何か
・ 県においてはある程度の広報はなされているが、なお一層の広報の充実・強化を図っていくため、県だけではなく4市など関係団体の協力を得ながら広報を進めていく必要がある。 ・ （三番瀬に興味のない）一般の方々に関心を持っていただけるような工夫をしていく必要がある。 ・ 魅力あるコンテンツなど一層の創意工夫・努力が必要である。 ・ ソフト事業については、それぞれ単独に事業を行うのではなく、有機的連携を図っていく必要がある。
3 再生会議でどのようなことを議論すべきと考えられるか
・ 広報の方向性について、一般の方々に関心を持っていただけるような建設的な意見等があれば出す。

平成 2 0 年 度 三 番 瀬 広 報 関 連 (ソ フ ト) 事 業 の 予 定 に つ い て

(平成20年6月13日(金)現在)

区 分	平成 2 0 年									平成 2 1 年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インターネットなどによる情報発信	ライブカメラ 契約 HP適宜 更新											
サテライトオフィス運営委託事業	運営委託 先と契約 運営会議									公 募	選考委員会、 プレゼンテー ション、選定	
三番瀬再生支援事業	補助要綱 等確定	公 募	審査会、プレ ゼンテーショ ン	交付決定	事業実施							実績報告
三番瀬再生の広報に係る標語・図案等の検討		庁内検討	公募要領 確定	公 募	選考委員会、選定、 公表	普及活動						
三番瀬再生キッズ育成事業			企画内容 確定	参加者 公 募	事業実施				成果公表			
三番瀬人材バンク事業	庁内検討			関係団体と 検討								
三番瀬パスポート制度 (仮称)	庁内検討、 資料収集											
三番瀬再生クラブ(仮 称)の設立	庁内検討、 資料収集											
県議会			6月議会			9月議会		12月議会			2月議会	

* あくまで20年6月13日(金)時点の予定ですので、変更もあることをご了承願います。

三番瀬の再生・保全のための

標語（キャッチコピー） シンボルマーク、マスコットキャラクター の選定について【素案】

平成20年6月13日（金）
総合企画部地域づくり推進課
三番瀬再生推進室

1 選定のねらい

三番瀬の再生・保全には、県民の皆さまからの理解と協力が必要であることから、県では、NPOなど多様な団体の取組を支援し、県民の皆さまや企業などの参加を促進していくため、三番瀬の再生・保全に関係する様々な分野の人々が共通に使える、標語（キャッチコピー） シンボルマーク、マスコットキャラクター（愛称となる名前）の3部門について、広く県民の皆さまから公募を実施する。

（1）イメージアップ効果

広く一般県民へ公募することを起点として、千葉県全体に「三番瀬」の認知度を上げること（広報効果）が期待できる。

また、公募と併せて、千葉県のみならず、関係4市（浦安市、市川市、船橋市、習志野市）、他関係団体とも連携し、「三番瀬」の広報活動を有機的に実施していくことにより、さらなる広報効果が期待できる。

（2）特定ターゲットへの効果

親しみやすく、わかりやすい標語（キャッチコピー） シンボルマーク、マスコットキャラクターを活用することにより、子供や若年層へ「三番瀬」について理解と関心を広げること（広報効果）が期待できる。

2 応募資格

千葉県民（住所または勤務先（通学先）が千葉県内にあること。）

3 募集内容

標語（キャッチコピー） シンボルマーク、マスコットキャラクター（愛称となる名前）の3部門について募集する。

標語（キャッチコピー）は、「三番瀬」を表現する、インパクトのあるキャッチコピーを、原則10文字前後で募集する。

- ・ マスコットキャラクターのデザインと、愛称となる名前を一体で募集する。
→ 応募者はデザインしたマスコットキャラクターに愛称となる名前を付けて応募する。
- ・ 募集するマスコットキャラクターのデザインは、「三番瀬」がイメージでき、広く県民の皆さまに親しまれ、愛されるようなキャラクターデザインであること。
- ・ また、「三番瀬」からイメージする人間、動物（想像上の生物も可）妖精、物を擬人化したものをモチーフとする。

4 賞

標語（キャッチコピー）、シンボルマーク、マスコットキャラクター（愛称となる名前）の3部門のそれぞれについて、最優秀賞、優秀賞、名付け親賞を設ける。

5 応募期間

平成20年7月～8月頃（小・中・高・大学生の夏休み前と夏休みが入る）

6 応募作品の選考

予備選考



全応募作品から事務局で、応募資格のないもの等を除外。

（第1次選考）



商標登録等調査



（第1次選考で残った作品について）同種のデザインで商標登録がなされていないか、その他人権上の配慮等問題がないかを調査。

選考委員会



キャラクター発表

三番瀬パスポート（仮称）事業について
＜三番瀬エコポイント制度の提案＞

2008/6/13

千葉大学 倉阪研究室

1．趣旨

三番瀬パスポート（仮称）事業についての議論を進めるために、そのイメージ案を作成してみました。この案に限らず、さまざまな案を出し合って、三番瀬を守るためのソフト面の事業を活性化させることが重要だと考えます。

2．仕組み案の概要

（１）ポイントカードの配布

まず、ポイントカードを作製して配布します。ポイントカードは、紙製で ID 番号とバーコードが印刷されています。配布にあたっては、以下の方法を組み合わせることとします。

サテライトオフィスなどにおける配布

三番瀬サテライトオフィスなどに行って「三番瀬サポーター宣言」をすれば、ポイントカードと 1 ポイントをもらえることとします。

関係市内の小中学校を経由した配布

関係市内の小中学校の協力を得て、学校経由で家庭から「三番瀬サポーター宣言」を集め、宣言した家庭にポイントカードを配布します。ポイントカードには、1 ポイントが入っています。

（２）ポイントの加算

市民参加による三番瀬再生事業、三番瀬環境調査、三番瀬クリーンアップ、三番瀬観察会などに参加するとポイントが加算されます（ポイントカードにスタンプを押します）。1 ポイント＝5 円相当です。イベントの主催者は、サテライトオフィスに申請してスタンプ・バーコードリーダー・モバイル端末を借り出し、スタンプの発行先と数を記録してサテライトオフィスに報告します。

（３）ポイントの管理

ポイントの管理は、三番瀬サテライトオフィスでおこないます（パソコンベースで管理できます）。携帯から自分のポイント数を確認できるようにします。

（４）ポイントの利用

三番瀬サテライトオフィスに行けば、ポイントに応じて、1 ポイント 5 円相当で、さまざまな商品と引き換えることができますことにします。この商品の原資は、三番瀬の保全に協賛する企業（「三番瀬クラブ」メンバー）にご提供いただきます。協賛企業名は、ホームページなどで広報することにします。

（５）経費

ポイントカード・「三番瀬サポーター宣言」印刷費、スタンプ作製費、バーコードリーダー・モバイル端末・管理用パソコン・管理用ソフト導入費

三番瀬再生会議への報告書

テーマ名：三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくり

WG 代表者名：上野委員

1 事業計画・実施計画の進捗状況はどうか
実施計画『地元市と協議するとともに、まちづくりを支援する』に沿って、地元市に県から千葉県三番瀬再生計画や再生会議での議論の状況について説明した上で、各市からまちづくりに関する現在の状況や今後の予定などを聴取しながら、意見交換を行ってきた。各市の主な状況は次のとおりであった。 ・ 浦安市では、三番瀬を含む浦安市の河川・海岸とその周辺の緑地・公園を対象に2ヵ年度をかけて水際線整備の基本計画の策定予定がある。 ・ 市川市では、塩浜地区について『塩浜地区まちづくり基本計画』が策定され、地権者組織である「市川塩浜地区第1期まちづくり推進協議会」が設立されるなどまちづくりが進捗している。 ・ 船橋市では、ふなばし三番瀬海浜公園について、用地の約半分を所有している県企業庁と協議中である。 ・ 習志野市では、三番瀬に面した地区は前面が航路で事業所は稼働中という状況であり、現状の土地利用の変更は当面考えていない。
2 進捗に当たっての課題や問題点は何か
浦安市では、日の出地区の三番瀬に面した緑地帯の整備計画が市民に示されていない。立ち入り禁止になっているが市民と話し合われていない。 市川市塩浜地区では、護岸が決まらないと、後背地の計画が決まらない。地権者にとって非現実的な土地の提供要求や規制・制限には抵抗感が非常に強い。
3 再生会議でどのようなことを議論すべきと考えられるか
当面は、浦安市日の出地区の水際線整備と市川市塩浜地区が対象となる。 浦安市日の出地区の三番瀬に面した緑道の計画では、市民の意見も聞いて議論すべきである。なお、現状では立入禁止になっているが、利用できるような方向で議論すべきである。（併せて、干潟での乱獲や迷惑行為の防止等、利用のルールの議論も必要である。） 市川市塩浜地区は、まちづくりの主体である市が、長期にわたり地元関係者と協議して進めているので、その考え方を基に護岸位置など現実的な対応を検討すべきである。

三番瀬再生会議への報告書

テーマ名： 条 例

WG代表者名：遠藤委員

1 事業計画・実施計画の進捗状況はどうか
単純に条例の「制定・施行」といった点から見ると、進捗は遅いものの、事業計画・実施計画に照らして見た場合、計画上は「検討を進める」とこととされており、現状では検討自体は進められている。 なお、条例制定は県議会の議決を要する事項であり、他の一般的な事業と異なり県（執行部）限りでなされるものではない。
2 進捗に当たっての課題や問題点は何か
現実の条例制定に当たっては、条例制定が必要・不可欠であるという理解が社会一般にあることが前提となるが、このような理解が必ずしもなされていない。
3 再生会議でどのようなことを議論すべきと考えられるか
（１）再生会議においては条例制定の前提である、条例制定に向けての社会一般の理解を深める方法、換言すれば広報のあり方など、条例制定に向けての社会の環境づくりの方法について議論すべきである。 （２）なお、（１）の議論に当たって留意すべきと思われる事項は、以下の諸点である。 ・ 特定分野・趣味・嗜好に偏ったものなど、偏狭な議論では無く、種々な生活基盤を持つ様々な考え方の人々がいることを認識すべきである。 ・ 首都圏、関東水系といった広域における「三番瀬」に対する理解の深化、「県民運動」の喚起手法の検討等、広範な展開を意識した議論がなされるべきである。 ・ 三番瀬の再生・保全についての県民運動の展開を念頭に置くべきである。 ・ 条例制定は県議会の議決を要する事項であることを認識すべきである。 ・ ラムサール条約登録、第二湾岸道路建設、漁業の問題等、三番瀬には諸課題が存することが意識されるべきである。

三番瀬再生会議 課題別ワーキンググループについて

1 ワーキンググループ設置の趣旨

- ・会長が再生会議の議論を踏まえ必要と判断した事業について、委員有志による少人数のWGにより、進捗状況の把握・課題等の整理をあらかじめ行なっていただき、再生会議で効率的・建設的な議論を行なうことを目指すものです。

2 テーマ及び委員構成

- ・事前に照会させていただいた各委員の御希望をもとに、会長と協議のうえ、下記のように、各委員１グループに割り当てをさせていただきました。
- ・各WGにおいて、互選によりグループ代表者を決定していただくようお願いいたします。
- ・代表者は、WGの全体運営（会合の招集、進行等）及び課題等の再生会議への報告をお願いいたします。

テーマ	担当委員（敬称略）	人数
ラムサール条約の登録	吉田、木村、竹川、大野	4人
生物多様性回復のための目標生物調査	蓮尾、清野、後藤	3人
広報のあり方・維持管理のためのソフト事業	倉阪、本木、藤本	3人
周辺区域における調和のとれたまちづくり	歌代、上野	2人
三番瀬再生保全利用の条例	遠藤、三橋、大西	3人

3 ワーキンググループのサポーター

- ・各WGにおいて、三番瀬再生推進室の職員がサポーターを担当させていただきます。サポーターの役割はおおむね以下のとおりです。

ワーキングに関する補助事務（代表者との連絡調整、会場の確保・日程調整、県担当課の出席・資料の準備依頼、会合当日の進行補助、概要の記録、再生会議への報告に関する事務補助等）

* サポーター名

ラムサール条約の登録	西織主幹、佐藤副主幹
生物多様性回復のための目標生物調査	市原主査
広報のあり方・維持管理のためのソフト事業	小澤主査
周辺区域における調和のとれたまちづくり	行方主幹
三番瀬再生保全利用の条例	亀井副主幹

4 ワーキングの進め方

およそ以下のような流れでお願いいたします。

- ・４月に県サポーターから各WGメンバーに連絡、会合の日程調整を行なう。
- ・WG会合を開催し、担当テーマについて県の担当部局から説明を受け、課題の把握という観点から質疑、意見交換を行なう。
- ・グループ代表者を中心に、課題、問題点等を簡潔な資料に整理する。
（サポーターは、必要に応じ資料作成を補助）
- ・代表者は再生会議へ、課題等の報告を行なう。

5 再生会議への報告

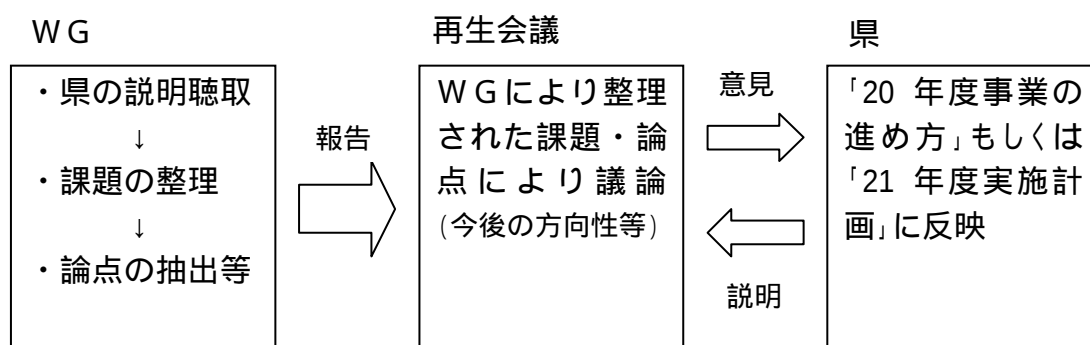
- ・各グループは、代表者の判断により、第 24 回（6 月）（間に合わない場合は第 25 回（9 月））の再生会議において報告をお願いいたします。（報告事項：事業計画・実施計画が順調に進んでいるか、順調に進んでいない場合の問題点は何か、再生会議での論点は何か、等）
- ・再生会議では、WG により整理された論点を踏まえて、必要な議論を行なうことになります。

関連する議題

第 24 回会議：議題「平成 20 年度事業の実施方法について」

第 25 回会議：議題「平成 21 年度事業の方向性について」

WG の位置づけと進め方イメージ



- * テーマのうち、「生物多様性回復のための目標生物調査」の WG については、課題の整理だけでなく、「具体的な目標生物」の再生会議への提案を行なう組織に発展することもあります。

6 想定されるスケジュール

20 年 3 月	・ WG の進め方、メンバー、テーマ決定
4 月以降	・ 県の WG 担当サポーターから各委員に日程調整連絡 ・ テーマ担当ごとに WG 会合実施 ・ 代表者の指示に基づいて、情報収集、意見交換、課題等の整理
6 月	第 24 回再生会議開催 ・ WG 報告に基づき意見交換 （予定議題：「20 年度事業の実施方法について」関連）
9 月	* 第 24 回会議で報告できなかった場合 第 25 回再生会議開催 ・ WG 報告に基づき意見交換 （予定議題：「平成 21 年度事業の方向性」関連）

7 ワーキンググループの存続期間

- ・ テーマごとの現状・課題等に関する再生会議での報告（原則として 1 回）が終了するまでといたします。

8 その他

- ・ 恐縮ですが、WG の活動にかかる報酬、旅費は無償でお願いいたします。

ワーキング開催状況

テーマ	開催日（会合日）
ラムサール条約の登録	4月23日（水） 5月12日（月）
生物多様性回復のための目標生物調査	4月16日（水） 5月14日（水）
広報のあり方・維持管理のためのソフト事業	5月2日（金）
周辺区域における調和の取れたまちづくり	5月13日（火）
三番瀬再生保全利用の条例	4月22日（火） 5月13日（火）